

添付法令資料 3 :

非危険有毒廃棄物の管理手続に関する 2021 年 10 月 25 日付
インドネシア共和国環境林業大臣規則 No.19 (目次)
同月 29 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 非危険有毒廃棄物の削減 (第 4 条)
- 第 3 章 非危険有毒廃棄物の保管 (第 5 条ないし第 11 条)
- 第 4 章 非危険有毒廃棄物の利用 (第 12 条ないし第 20 条)
- 第 5 章 非危険有毒廃棄物の埋立て
 - 第 1 節 通則 (第 21 条ないし第 23 条)
 - 第 2 節 非危険有毒廃棄物の埋立施設の要件
 - 第 1 款 非危険有毒廃棄物の最終埋立て (第 24 条及び第 25 条)
 - 第 2 款 鉱山跡地域への再配置 (第 26 条)
 - 第 3 款 鉱業廃棄物の貯蔵堰堤 (第 27 条)
 - 第 3 節 非危険有毒廃棄物の埋立施設の場所の要件 (第 28 条)
 - 第 4 節 非危険有毒廃棄物の埋立手続 (第 29 条ないし第 33 条)
 - 第 5 節 非危険有毒廃棄物の埋立活動の停止 (第 34 条ないし第 38 条)
- 第 6 章 非危険有毒廃棄物の運搬 (第 39 条)
- 第 7 章 非危険有毒廃棄物の越境移転 (第 40 条)
- 第 8 章 非危険有毒廃棄物管理技術の詳細書類 (第 41 条ないし第 43 条)
- 第 9 章 廃棄物の状態の解明 (第 44 条)
- 第 10 章 禁止 (第 45 条)
- 第 11 章 モニタリング及び報告 (第 46 条及び第 47 条)
- 第 12 章 終則 (第 48 条)